

改正

平成17年3月28日条例第3号

平成27年6月19日条例第30号

平成31年3月28日条例第12号

令和6年3月28日条例第11号

土浦市男女共同参画センター条例

(設置)

第1条 女性を取り巻く諸問題の解決と男女共同参画社会の実現を図るため、土浦市男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を土浦市大和町9番1号に設置する。

(業務)

第2条 男女共同参画センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画についての情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 女性の自立及び社会参加の促進のための学習の場及び機会の提供に関すること。
- (3) 女性の人権に係る相談に関すること。
- (4) 女性団体等の支援及び連携に関すること。
- (5) 男女共同参画センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画センターの設置目的を達成するために必要な業務

(休館日等)

第3条 男女共同参画センターの休館日（以下この条において「休館日」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）であっても施設等を利用させることができる。

(利用時間)

第4条 施設等の利用時間は、午前9時から午後8時30分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 施設等を利用しようとする者は、市規則の定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた者（第10条及び第11条において「利用者」という。）が当該許可に係る内容を変更し、又は利用の取消しをしようとするときも、同様とする。

2 前項の場合において、施設等の利用の目的が男女共同参画センターの設置目的に該当しないときは、市長は、当該設置目的を達成するための利用を妨げない範囲内の利用（第7条及び第8条第1号において「特例利用」という。）に限り、同項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とした利用であると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が前条第1項の許可をすることが不適當であると認めるとき。

(使用料)

第7条 施設等の使用料は、無料とする。ただし、特例利用に係る第5条第1項の許可を受けた者（次条第1号において「特例利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の返還)

第8条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 特例利用者の責めに帰することができない事由により、特例利用ができなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく諸規程に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第5条第3項の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上特に支障があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により第5条第1項の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年6月19日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、土浦市役所の位置を定める条例(平成24年土浦市条例第29号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による改正後の土浦市男女共同参画センター条例(以下「改正後の条例」という。)第7条の規定によるこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における施設の利用に必要となる手続、許可その他の準備行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

(経過措置)

3 前項の規定により改正後の条例の適用を受ける施設の特例利用に係る改正後の条例第7条第3項の使用料は、施行日前においても、改正後の条例の定めるところにより徴収することができる。

付 則 (平成31年3月28日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の土浦市男女共同参画センター条例の規定により同日以後の同条例第7条第2項の許可を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の土浦市男女共同参画センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則 (令和6年3月28日条例第11号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

利用時間 区分	午前（午前9時から正午 まで）	午後（午後1時から午後 4時30分まで）	夜間（午後6時から午後8 時30分まで）
研修室1	1,835円	2,140円	1,835円
研修室2	1,630円	1,935円	1,630円
研修室3	610円	710円	610円

備考 午前と午後又は午後と夜間とを引き続き利用する場合の中間の時間については、使用料を徴収しない。